

令和 6 年 度

令和 2 年 7 月 豪雨に関する特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 9 月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 令和 2 年 7 月豪雨に関する諸問題の調査 | 1 6 |
-

令和 6 年 1 0 月 2 日（水曜日）

令和2年7月豪雨に関する 特別委員会会議録

令和6年10月2日 水曜日

午前10時00分開議

午前11時28分閉議（実時間78分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第97号・財産の処分について（坂本町坂本の土地）
1. 議案第99号・契約の締結について（坂本町災害公営住宅（松崎地区）新築建築工事）
1. 議案第100号・契約の締結について（八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（建築工事））
1. 議案第101号・契約の締結について（八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（電気設備工事））
1. 議案第102号・契約の締結について（八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（機械設備工事））
1. 議案第112号・八代市再建住宅条例の一部改正について
1. 令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査（災害復旧工事に伴う「さかもと復興商店街」の対応について）

○本日の会議に出席した者

副委員長 谷川 登 君
委員 大倉 裕一 君
委員 北園 武広 君
委員 友枝 和也 君
委員 中村 和美 君
委員 成松 由紀夫 君
委員 野崎 伸也 君
委員 橋本 幸一 君

委員 山本 幸廣 君

※欠席委員 上村 哲三 君

増田 一喜 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者
君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	西 竜一 君
建設部総括審議員兼次長	野間 卓志 君
復興整備課長	坂井 宏全 君
土木課長	福浦 亮二 君
営繕課長	五十嵐 誠 君
住宅課長	上村 和寛 君
住宅課長補佐兼市営住宅係長	村上 修一 君
財務部	
財政経営課長	塩塚 将朗 君
契約検査課長	角田 浩二 君
経済文化交流部	
商工政策課長	西村 新吾 君

○記録担当書記 安永 尚斗 君
松崎 広平 君

（午前10時00分 開会）

○副委員長（谷川 登君） それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから令和2年7月豪雨に関する特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

（「何でロックが……」「ロックがかかっとな」と呼ぶ者あり）

小会をお願いします。

（午前10時01分 小会）

（午前10時03分 本会）

◎議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）

○副委員長（谷川 登君） 本会に戻します。

最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず、歳出の第2款・総務費及び第7款・土木費について、建設部から説明願います。

○建設部長（西 竜一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の西でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号の建設部所管分につきまして、野間総括審議員兼次長より説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の野間でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○副委員長（谷川 登君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） それでは、議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算書・第7号をお願いいたします。

12ページをお開きいただき、表の上段を御覧ください。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・企画費としまして、2200万円を増額補正し、3億965万6000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、地方債2200万円でございます。

補正額の内訳は、節14・工事請負費を2200万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第93号、建設部所管分の3ページを御覧ください。

この事業は、令和2年7月豪雨からの復興推進事業で、資料の上段、坂本支所周辺の造成工事の状況ですけれども、オレンジ色と緑色で着色しております、坂本支所等造成工事に当たり、国土交通省提供の盛土材の置場が、当初予定していた箇所から少し離れたワイワイパークへ変更となったことから、盛土材の積み込み・運搬に係る経費について増額補正するものです。

それでは、予算書に戻っていただき、14ページをお開きいただき、上段の表を御覧ください。

款7・土木費、項3・河川費、目1・河川費は、補正額800万円を増額補正し、1億5689万7000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、一般財源800万円でございます。

補正額の内訳は、節12・委託料を800万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第93号、建設部所管分の4ページを御覧ください。

この事業は、輪中堤内水対策整備事業（豪雨災害）になります。

令和2年7月豪雨災害で被災し、国土交通省が輪中堤による復旧地区において、新たに内水対策の検討が必要となった大門地区及び中津道地区の内水対策検討に必要な経費を増額補正するものでございます。内水氾濫につきましては、中ほどに模式図と解説を載せておりますので、御確認いただければと思います。

以上、議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長（谷川 登君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） すみません、今ほど2件御説明いただいたんですが、1件目の盛土の置場が変更になったというのがあったんですが、その確認なんですけど、ワイワイパークに変更になったちゅうことですか。そこを確認、もう1回したいんですけど。が、1点。

それと、もう1点が、輪中堤の、どのような工事内容なのかというのがちょっといまいち、よく内容が分からなかったんですけども、そこもちょっと、もう1回、説明のほどよろしくをお願いします。

○復興整備課長（坂井宏全君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）復興整備課、坂井でございます。よろしく願いいたします。

野崎委員から御質問がございました、まず1点目、坂本支所造成工事に伴います盛土材の運搬費用の補正でございますが、当初は、支所建設予定地の正面にございます、もともと支所があったところに盛土をしてある盛土材を使う予定としておりましたが、そこに盛ってあった土のほうを国土交通省のほうが先に使ってしまったので——。（委員野崎伸也君「もう1回、さっきの図ば出してもらってよか」と呼ぶ）こちらの委員会資料にございますドローンの写真がございましたけれども、当初は、この坂本橋の新しい繰替工事を行われている部分と、その上流側になりますが、もともと支所の敷地だったところに、盛土がなされておりました。

こちらを提供していただくことでお話を進めておりましたけれども、国土交通省が実施されますかさ上げ工事にこちらの盛土が使われましたものですから、1キロほど離れたワイワイパークに盛土してありました盛土材を使って、支所の造成工事を行うということで、1.2キロほどの運搬費が余計にかかってしまうということで、補正をお願いするところでございます。

○委員（野崎伸也君） この写真の図でちょっと確認したいんですけど、この黄色のところにあったやつをどこかに使われたと。

○復興整備課長（坂井宏全君） すいません、説明がちょっと至らなかったと思います。

黄色の部分に盛土をしていくというところですので、ですから、当初は、今凡例となっております、この辺りに盛土をしてあった——（委員野崎伸也君「置いてあった」と呼ぶ）はい、置いてあったんですけども、そちらは、（委員野崎伸也君「ここ、使うとやった」と呼ぶ）もう国交省で使ってしまったので、別のところに盛ってあった、ワイワイパークにあるやつを使ってくださいということで、そちらからの運搬費用がかかるというところでございます。（委員大倉裕一君「ワイワイパークから持ってくるようになったということですね」と呼ぶ）以上でございます。

それと、2点目です。輪中堤の整備につきましては、大門地区につきましては、当初、一体的な土地かさ上げというところでお話が進んでましたけれども、地元の意向としまして、輪中堤でやはり整備を行うということで意向が決定しております。

この輪中堤と申しますのは、現在あります堤防の高さではちょっと足りませんので、その上に新たな擁壁を並べまして、堤防を高くするというところでございます。堤防を高くしますことで、出水のときは、堤防内で発生する内水をどうにかはけてやらないといけないというところで、その内水を処理する内水対策が必要になるというところでございます。

中津道地区につきましては、現在、国土交通省の復興事務所のほうで、鎌瀬橋の架け替え工事を進めております。その直近となりますので、鎌瀬橋の架け替え工事に伴いまして、下流の堤防のほうも同時に整備をされます。

ですから、こちらは、中津道地区としまして

は個別の宅地かさ上げを整備としては行います
が、鎌瀬橋周辺については、現在の堤防を高く
して、より強固に守るところで、こちらは
輪中堤、堤防が高くなるということです。
こちらにつきましても、堤防内で発生する内水
をどうにか排出する方法を今後検討していかな
いといけないというところがございます。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君）　ここに図が書いてある
でしょ、フラップゲートというのがあるんです
けど、こういうものを一応考えてるという話なん
ですかね。検討していきますよという話なん
ですか。

○土木課長（福浦亮二君）　皆さん、おはよう
ございます。（「おはようございます」と呼ぶ
者あり）土木課の福浦でございます。よろしく
お願いします。

委員お尋ねのフラップゲートの件なんですけ
ど、今、実際がですね、内水の対策の中州に今
フラップゲートが一応ついてます。フラップゲ
ートがあるんですけど、実は、球磨川のほうが
水位が増えますと、どうしてもフラップゲート
が水压で押されて閉じてしまいますので、球磨
川の上昇に伴って中のほうがですね、山からの
雨の水がたまったりとかして、どうしても流れ
先がなくなってたまってしまいますので、今
回、そこのたまった水を強制的に排水するた
めの、ポンプアップするための検討を行うとい
うことで、補正のほうを上げさせていただき
ました。

以上です。

○副委員長（谷川　登君）　ほかにありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川　登君）　なければ、以上で
質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（山本幸廣君）　順調にいったるだろう

というふうに思いますので、なるだけ順調にい
くためにもですね、関係機関との協議というの
はしっかり協議をしていただきたい。これだ
け、よろしくお願いしときます。

○副委員長（谷川　登君）　ほかにありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川　登君）　なければ、これよ
り採決いたします。

議案第93号・令和6年度八代市一般会計補
正予算・第7号中、当委員会関係分について
は、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求
めます。

（賛成者　挙手）

○副委員長（谷川　登君）　挙手全員と認め、
本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時16分　小会）

（午前10時16分　本会）

○副委員長（谷川　登君）　本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

◎議案第97号・財産の処分について（坂本町
坂本の土地）

○副委員長（谷川　登君）　まず、議案第97
号・坂本町坂本の土地に係る財産の処分につ
いてを議題として、説明を求めます。

○財産経営課長（塩塚将朗君）　皆様、おは
ようございます。（「おはようございます」と呼
ぶ者あり）財産経営課の塩塚でございます。ど
うぞよろしくお願いいたします。

失礼して着座にて御説明申し上げます。

○副委員長（谷川　登君）　どうぞ。

○財産経営課長（塩塚将朗君）　タブレット端
末の議案書29ページをお願いいたします。

議案第97号・財産の処分についてでござい
ます。

本件は、予定価格2000万円以上でかつ面積が5000平方メートル以上の土地を処分するには、八代市有財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決をお願いするものでございまして、議案書記載の八代市坂本町坂本の市有地を、球磨川坂本地区防災ステーション用地として国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所に売却するものでございます。

次に、議案書の30ページ、位置図をお願いいたします。

図面中央の赤枠で囲っている部分が、財産の処分に係る土地でございます。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○副委員長（谷川 登君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） なければ、これより採決いたします。

議案第97号・坂本町坂本の土地に係る財産の処分については、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○副委員長（谷川 登君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時19分 小会）

（午前10時20分 本会）

◎議案第99号・契約の締結について（坂本町災害公営住宅（松崎地区）新築建設工事）

○副委員長（谷川 登君） 本会に戻します。

議案第99号・坂本町災害公営住宅（松崎地

区）新築建築工事に係る契約の締結についてを議題として、説明を求めます。

○営繕課長（五十嵐 誠君） 営繕課の五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第99号・契約の締結につきまして、御説明いたします。

まず、工事の内容につきまして、営繕課、五十嵐のほうから、その後ですね、契約検査課、角田課長のほうから入札・契約関係につきまして、御説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案書は35ページになります。

説明につきましては、別資料の右上に、委員会資料、令和6年10月2日、令和2年7月豪雨に関する特別委員会と記載があります、契約の締結について、坂本町災害公営住宅（松崎地区）新築建築工事に係る資料にて説明させていただきます。

それでは、1の工事関係につきまして、資料の2ページをお願いいたします。

番号、令和6年度、営工第18号。

件名、坂本町災害公営住宅（松崎地区）新築建築工事。

工事場所、八代市坂本町坂本4161番1外。

契約の相手方、豊岡組・ユタカ建設建設工事共同企業体。

契約金額、3億3165万円。

契約予定工期につきましては、議決日から令和7年12月26日までを予定しております。

工事の目的は、坂本町松崎地区に災害公営住宅を新築するものでございます。

次に、工事の概要ですが、施設概要といたしまして、敷地面積1338.87平米、災害公営住宅本体のほうは鉄筋コンクリート造地上3階建て、床面積は673.88平米、住戸は、

1LDKを6戸、2LDKを4戸、計10戸を計画しております。屋上避難スペースといたしまして、43.2平米を整備いたします。また、附属棟といたしまして、プロパン庫4.5平米を整備いたします。

工事の概要といたしましては、建築工事一式とエレベーター1基を整備いたします昇降機設備工事一式、駐車場10台分を整備いたします外構工事一式でございます。

また、その他といたしまして、本契約案件であります建築工事とは別に、電気設備工事及び機械設備工事を別途発注しております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

付近見取図と配置図でございます。

配置図の黄色い線の部分が敷地境界線、赤枠が建物を示しております。

次に、資料4ページをお願いいたします。

松崎地区災害公営住宅のパース図でございます。敷地北側より見た姿となっております。

敷地は、県道中津道・八代線から1.2メートルほどかさ上げいたしまして、建物北側に居住者用の駐車場10台分を整備する計画でございます。建物中央には、階段及びエレベーターを配置いたしまして、向かって、左側に1LDKを6戸、右側に2LDKを4戸配置する計画としております。

次に、資料の5ページから7ページに、1・2・3階の各平面図を示してございます。

平面図、上側の北側駐車場からアプローチするプランとなっており、各階には先ほど申しました中央階段やエレベーターを通りまして、各戸にアクセスする計画になっております。また、全戸南向きに配置している計画としております。

図面の右側、紫色部分が単身世帯用の1LDKタイプ、また左側の緑色の部分が家族世帯用の2LDKタイプになってございます。1LDKタイプは1階～3階の各フロアに2戸の計6

戸、2LDKタイプは1階～2階のフロアに2戸の計4戸になってございます。

資料の7ページ、3階の平面図の左側部分は、2LDKタイプの屋上部分となっております。

図面の最後の資料の8ページをお願いいたします。

3階の屋上部分になります。屋上部分は、居住者が一時的に避難できる避難スペースを設けております。居住者が全員避難することができるようスペースを確保しております。

以上、工事関係の概要の説明とさせていただきます。

引き続きまして、入札・契約関係につきまして、契約検査課長の角田課長のほうより説明いたします。

○契約検査課長（角田浩二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）契約検査課、角田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、入札・契約関係につきまして、着座にて御説明をさせていただきます。失礼いたします。

○副委員長（谷川 登君） どうぞ。

○契約検査課長（角田浩二君） それでは、資料の9ページの（1）競争入札に関する事項を御覧ください。

本案は、八代市制限付一般競争入札実施要領に基づきまして、令和6年6月18日に制限付一般競争入札に付すことを公告いたしました。

ここで申します制限付とは、競争入札参加資格に一定の要件がついていることとございます。要件の具体的な内容につきましては、下段の2、競争入札に参加する者に必要な資格を御覧ください。

主な要件といたしましては、八代市建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、その共同企業体の構成員の数を2者または3者とし、代

表構成員が本市の有資格者名簿における建築一式工事の格付A級の登録事業者で、その他の構成員が同じく建築一式工事のA級またはB級の登録事業者であり、全ての構成員が市内に営業所を有する者としております。

また、代表構成員につきましては、過去15年間の県内の公共工事において、元請として建築一式工事を施工した実績がある者としております。さらに、配置技術者に関しましては、1級建築施工管理技士等の資格を有する主任技術者か、建築一式工事の監理技術を専任で配置することを要件としております。

最後に、3、開札及び結果につきましては、公告日の翌日から資格確認申請書及び入札書の受付を行い、建設業法で定める公告・見積期間を経た7月9日に開札を行った結果、3者の共同企業体より入札があり、豊岡組・ユタカ建設建設工事共同企業体が3億150万円で落札されており、予定価格に対する落札率は99.77%でございます。

なお、当該建設工事共同企業体と消費税を加算いたしました契約金額3億3165万円で議会の議決をいただいたとき本契約となる条件を付した仮契約を、7月22日に締結したところでございます。

以上、御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○副委員長（谷川 登君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今回の発注の仕方の話なんですけど、一括発注と分割発注とできたのかなというふうに思ってるんですけど、このほかにも松崎地区の公営住宅の入札が上がってきてますよね。今回は分割発注というふうな選択をされてるわけなんですけど、一括発注を考えられなかったのかということ。今回、なぜ分割方式で発注されたのか、そこの考え方をお聞か

せいただけますか。

○営繕課長（五十嵐 誠君） 今回ですね、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、別で発注しております。今回、別で発注しておりますが、前回しております藤本地区につきましても同様に発注しております。通常、分割発注するというのがオーソドックスなやり方でございますので、それに倣いまして別々に発注したところでございます。

○委員（大倉裕一君） すいません、あと、開札に対応されたJVが3グループということなんですけど、この3グループという数ですね、数についてどのような評価をされてますか。

○契約検査課長（角田浩二君） 入札参加者の数のお尋ねかと思いますが、一般競争入札をさせていただく場合、大体3者から5者、入札に参加されておりますので、今回も適切だったと考えております。

○副委員長（谷川 登君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） すみません。今回、今御説明いただいたのは災害公営住宅の関係だったと思うんですけども、この工期っていうのはいつからいつまでなんですか。

○営繕課長（五十嵐 誠君） 工期のほうはですね、契約の議決日のほうから来年度の令和7年12月26日を予定しております。（委員野崎伸也君「12月まで——」と呼ぶ）

26日です。（委員野崎伸也君「始まりが」と呼ぶ）

議決日からになります。（委員野崎伸也君「今日からちゅうか、今月の——」と呼ぶ）

○副委員長（谷川 登君） いいですか。

○委員（野崎伸也君） はい、大丈夫です。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 平面図のほうを見てると、2LDKのほうには和室があつとですけど、1LDKのほうは和室が設けられてないというような図面になってますけど、これ、決まりが何かあるんですかね。市の判断として和室はつくっていないという、そういう考え方になるのでしょうか。

○営繕課長（五十嵐 誠君） これは、一応市の判断のほうで、こういった形で1LDKのほうについては和室を設けてはございません。これに関しましては、地元の方、入られる御予定の方々からヒアリングをしながらプランを決めたところでございます。

○副委員長（谷川 登君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（大倉裕一君） 今の和室の件ですけど、やっぱり全国一のですよ、産地を誇る八代市が災害公営住宅に和室が導入されないというのは、やっぱり行政の姿勢が問われるんじゃないかなというふうに思ってます。確かに、希望者のニーズをですね、優先していくというところは分からないじゃないんですけど、そういった部分もしっかり入居者の方々に理解を得ながらですね、和室はやはり採用していくというような方針を持って取り組んでいただきたいというふうに思うところです。

それと、もう1点は、入札の数の部分ですけど、一般質問でも入札の関係の話が出てましたけど、もう少し、やはり入札のルールを厳格化していく必要があるんじゃないかなというふうに思ってます。こっちは2者で足らんけん、ほかんとこば入れるとか、今回は3者でよかと

か、そういう部分がちょっと散見されているのかなというふうに思いますので、行政のほうとしては問題ないというような見解ではありましたが、私個人としては、少しルールを厳格化してほしいなというような気持ちを持っております。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） なければ、これより採決いたします。

議案第99号・坂本町災害公営住宅（松崎地区）新築建築工事に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○副委員長（谷川 登君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

○議案第100号・契約の締結について（八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（建築工事））

○議案第101号・契約の締結について（八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（電気設備工事））

○議案第102号・契約の締結について（八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（機械設備工事））

○副委員長（谷川 登君） 次に、議案第100号・八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（建築工事）に係る契約の締結について、議案第101号・八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（電気設備工事）に係る契約の締結について及び議案第102号・八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（機械設備工事）に係る契約の締結について、以上3件については、関連がありますので、一括議題とし説明を求め、採決については個々に行うことといたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○営繕課長（五十嵐 誠君） 引き続きまして、営繕課の五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

議案の第100号、第101号、第102号につきましましては、関連する工事でございますので一括して御説明をさせていただきます。

先ほどと同様に、工事の内容につきましては営繕課の五十嵐のほうから、その後、契約検査課の角田課長より入札・契約関係につきまして、説明を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

○副委員長（谷川 登君） どうぞ。

○営繕課長（五十嵐 誠君） 議案書は37ページから41ページになります。説明は、先ほどと同様に、別資料の右上に委員会資料、令和6年10月2日、令和2年7月豪雨に関する特別委員会と記載があります、契約の締結について、八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）に関する資料にて、説明させていただきます。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。

議案第100号の建築工事についてでございます。

番号、令和6年度、営工第12号。

件名、八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（建築工事）。

工事場所、八代市坂本町坂本4161番1外。

契約の相手方、松島建設・小笹建設・米本工務店建設工事共同企業体。

契約金額、8億300万。

契約予定工期、議決日から令和7年12月26日までを予定しております。

工事の目的は、令和2年7月豪雨により被災しました八代市坂本支所・坂本コミュニティセンターを新築する建築工事でございます。

次に、工事の概要ですが、施設の概要といたしまして、敷地面積5967.18平米、庁舎棟は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上2階建て、床面積2303平米、うち、支所エリアが785.56平米、コミセンエリアが609.32平米、医療活用エリアが234.51平米、森林組合・商工会エリアが94.00平米、共用エリアが578.68平米となっております。屋上の避難スペースといたしまして、266.50平米でございます。また、附属棟といたしまして、軽量鉄骨造平屋建て、床面積181平米の車庫・倉庫棟を計画しております。

本議案の建築工事の工事概要といたしましては、建築工事一式、エレベーター1基を整備いたします昇降機設備工事一式、駐車場70台分を整備いたします外構工事一式でございます。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

こちらのほうが、議案第101号の電気設備工事になります。

番号のほうは、令和6年度、営工第13号。

件名、八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（電気設備工事）になります。

工事場所は、同じく坂本町の坂本4161番1外。

契約の相手方は、太陽電気・宮崎電設・イチデン建設工事共同企業体。

契約の金額は、2億3903万円です。

契約予定工期のほうは、議決日から令和7年12月26日までを予定しております。

目的は、令和2年7月豪雨により被災しました坂本支所・坂本コミュニティセンターを新築する電気設備工事でございます。

工事の概要といたしましては、電気設備工事一式で、主な内容といたしまして、高圧受変電設備、電灯設備、非常灯・誘導灯設備、コンセ

ント設備、非常用発電設備、太陽光発電設備などでございます。

次に、資料の4ページをお願いいたします。

議案第102号の機械設備工事でございます。

番号のほうは、令和6年度、営工第14号。

件名が、八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（機械設備工事）になります。

工事の場所が、同じく坂本町坂本4161番1外になります。

契約の相手方は、東設備工業・西本設備建設工事共同企業体。

契約の金額は、2億4750万円。

契約予定工期のほうは、議決日から令和7年12月26日までを予定しております。

工事の目的は、被災いたしました坂本支所・坂本コミュニティセンターの新築工事の機械設備工事でございます。

工事の概要といたしましては、機械設備工事一式で、主な内容としましては、衛生器具設備、給排水設備、空気調和設備などがございます。

では、資料の5ページをお願いいたします。

坂本支所・コミュニティセンターの北西側からの外観図になっております。

建物の西側及び北側に駐車場を配置いたしまして、建物の屋上には太陽光発電設備や避難スペースを設けてございます。

次に、資料の6ページをお願いいたします。

建物内部の正面玄関から入って左側のエントランスホール付近のイメージ図でございます。

次に、資料の7ページをお願いいたします。

付近見取図と配置図になってございます。

配置図の緑色に塗ってある部分が、建物を示しております。敷地への進入路は赤色の三角で示しております。再建される坂本橋の延長線上で、敷地の西側の県道中津道・八代線から入

ることになります。建物正面となります正面玄関部分には、ロータリーを設けているところがございます。右側奥には、消防団の装備などを格納いたします消防倉庫をはじめとした車庫・倉庫棟を整備いたします。

次に、資料の8ページを御覧ください。

1・2階の各階平面図を示してございます。

下段の1階平面図のところの右側、黄色のスペースのところは支所スペース、左側のピンク色のスペースがコミュニティセンターを示しております。青色のところは、医療等活用スペースになります。

また、上段の2階の平面図につきましては、ピンク色が先ほどと同様にコミュニティセンターの部分になりまして、研修室ほか各会議室及び黄色の部分が支所等の会議室や書庫を示しております。

9ページのほうは、屋上の平面図です。太陽光パネルや非常用の発電設備などを設置いたします。左側の部分につきましては、約400人ほどが一時的避難できる避難スペースを設けているところがございます。

図面の最後、資料10ページをお願いいたします。

車庫・倉庫棟の平面図でございます。それぞれ、支所の倉庫やコミュニティセンターの倉庫を配置しているところがございます。

以上で、工事関係の概要のほうの説明といたします。

引き続き、入札・契約関係につきまして、契約検査課の角田課長より御説明いたします。

○契約検査課長（角田浩二君） 契約検査課、角田でございます。よろしくをお願いいたします。

入札・契約関係につきまして、着座にて御説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（谷川 登君） どうぞ。

○契約検査課長（角田浩二君） それでは、建築工事の入札・契約関係の内容から御説明をいたします。

資料 1 1 ページの 1、競争入札に関する事項を御覧ください。

本案は、八代市制限付一般競争入札実施要領に基づきまして、令和 6 年 6 月 1 9 日に制限付一般競争入札に付すことを公告いたしました。

ここで申します制限付とは、競争入札参加資格に一定の要件がついていることでございます。要件の具体的内容といたしましては、下段の 2、競争入札に参加する者に必要な資格を御覧ください。

主な要件といたしましては、八代市建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、その共同企業体の構成員の数を 2 者または 3 者とし、代表構成員が本市の有資格者名簿における建築一式工事の格付 A 級の登録事業者で、その他の構成員が同じく建築一式工事の A または B 級の登録事業者であり、全ての構成員が市内に営業所を有する者といたしております。

また、代表構成員につきましては、過去 1 5 年間の県内の公共工事において、元請として建築一式工事を施工した実績がある者といたしております。さらに、配置技術者に関しましては、1 級建築施工管理技士等の資格を有する主任技術者か、建築一式工事の監理技術者を専任で配置することを要件といたしております。

最後に、3、開札及び結果を御覧ください。

公告日の翌日から資格確認申請書及び入札書の受付を行い、建設業法で定める公告・見積期間を経た 7 月 1 0 日に開札を行った結果、3 者の共同企業体より入札があり、松島建設・小笹建設・米本工務店建設工事共同企業体が 7 億 3 0 0 0 万円で落札されております。予定価格に対する落札率は 9 9. 4 0 % となります。

なお、当該建設工事共同企業体と消費税を加算いたしました契約金額 8 億 3 0 0 万円で議会

の議決をいただきましたとき本契約となる条件を付した仮契約を、7 月 2 3 日に締結したところでございます。

続きまして、電気設備工事の入札・契約内容について、御説明をいたします。

資料 1 2 ページをお願いいたします。

4、競争入札に関する事項を御覧ください。

本案は、八代市制限付一般競争入札実施要領に基づきまして、令和 6 年 6 月 1 9 日に制限付一般競争入札に付すことを公告いたしました。

建築工事と同様、競争入札参加資格には制限を付しており、制限の具体的な内容は、その下段、5、競争入札に参加する者に必要な資格を御覧ください。

主な要件といたしましては、八代市建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、その共同企業体の構成員の数を 2 者または 3 者とし、代表構成員が本市の有資格者名簿における電気工事の格付 A 級の登録事業者で、その他の構成員が同じく電気工事の A または B 級の登録事業者であり、全ての構成員が市内に営業所を有する者といたしております。

代表構成員といたしましては、過去 1 5 年間の県内の公共工事において、元請として電気工事を施工した実績がある者といたしております。配置技術者に関しましては、1 級電気施工管理技士等の資格を有する主任技術者か、電気工事の監理技術者を専任で配置することを要件といたしております。

最後に、6、開札及び結果を御覧ください。

公告日の翌日から資格確認申請書及び入札書の受付を行い、建設業法で定める公告・見積期間を経た 7 月 1 0 日に開札を行った結果、3 者の共同企業体より入札があり、太陽電気・宮崎電設・イチデン建設工事共同企業体が 2 億 1 7 3 0 万円で落札され、予定価格に対する落札率は 9 7. 0 1 % となります。

なお、当該建設工事共同企業体と消費税を加

算いたしました契約金額２億３９０３万円で議会の議決をいただいたとき本契約となる条件を付した仮契約を、７月２３日に締結したところでございます。

続きまして、機械設備工事の入札・契約関係の内容を御説明いたします。

資料１３ページをお願いいたします。

７、競争入札に関する事項を御覧ください。

本案は、八代市制限付一般競争入札実施要領に基づきまして、令和６年６月１９日に制限付一般競争入札に付すことを公告いたしました。

他の工事と同様、競争入札参加資格には制限を付しており、制限の具体的内容は、下段８、競争入札に参加する者に必要な資格を御覧ください。

主な要件といたしましては、八代市建設工事共同企業体運用基準に基づき、その共同企業体の構成員の数を２者または３者とし、代表構成員が本市の有資格者名簿における管工事の格付Ａ級の登録事業者で、その他の構成員が同じく管工事のＡまたはＢ級の登録事業者であり、全ての構成員が市内に営業所を有する者としております。

代表構成員につきましては、過去１５年間の県内の公共工事において、元請として管工事を施工した実績がある者としてしております。さらに、配置技術者に関しましては、１級施工管理技士等の資格を有する主任技術者か、管工事の監理技術者を専任で配置することを要件としております。

最後に、９番の開札及び結果を御覧ください。

公告旦の翌日から資格確認申請書及び入札書の受付を行い、建設業法における公告・見積の期間を経た７月１０日に開札を行った結果、４者の共同企業体より入札があり、東設備工業・西本設備建設工事共同企業体が２億２５００万円で落札され、予定価格に対する落札率は９

９．０８％でございます。

なお、当該建設工事共同企業体と消費税を加算いたしました契約金額２億４７５０万円で議会の議決をいただいたとき本契約となる条件を付した仮契約を、７月２３日に締結したところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○副委員長（谷川 登君） それでは、以上の３件について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 議案第１００号のやつですね。支所の建築工事ということで、これ、工期のほうは。教えてください。

○営繕課長（五十嵐 誠君） 予定工期のほうは、議決日より、同じく令和７年の１２月２６日を予定しております。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

すいません、契約の関係なんですけれども、入札の関係なんですけど、ちょっとすいません、分からないので教えてください。

先ほどの９９号とこの１００号というのは、災害公営住宅を造りますよということと坂本支所・コミセンを造りますよという２件なんですけど、入札に参加された企業体という中に同じ建設業のところがありません。例えば、９９号の場合は、豊岡組・ユタカ建設さんがこれを落札されたという話なんですけれども、表の中に３つ企業体がありますね、あったんですけども、米本工務店さんと小笹建設さんというのは１００号で落札されてますよね。これは、どういうふうに考えていいのかなと思ったんですよ。

同じ工期ですよ、期間的に。その間に、同じ入札に入って参加して、果たしてちゃんと工事を遂行できるんですかっていうところが、私は心配なんですけれども、そういうの、競争入札参加資格とかには何もないんですかね。

例えば、Aという会社さんに50人おられたという中で、ほかのやつにも入札して、果たしてそれを受けられるのかという話なんですよ。入札的にそれは問題ないんですか。

○契約検査課長（角田浩二君） 今、委員御質問いただきましたとおりでございますが、建設企業体となりますので、ちゃんと複数の企業体が組まれておりますことから、ちゃんと工事は可能ということで、皆さん判断をされた上で、申請書等を御提出いただいておりますので、今回の件については適切だと考えております。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。そう言ってもらおうとですね、私も安心するんですよ。というのが、今、やっぱり建設業者さんのところの人手不足というのが、非常にですね、顕著にあるというように伺っていますので、果たして本当にこれで大丈夫なのかなというような、一つありました。

あと、今回の件とは違うんですけど、豊岡建設さんですよ、というのが博物館の改修工事のほうも落札されてるというのがありますので、そこら辺のところでもちょっと心配をしてたんですよ。

入札のほうのですね、プロのほうからもういった御判断があるということであれば、安心して見守りたいというふうに思います。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 2ページのですね、工事の概要の中で一番下の外構工事の中での駐車場の70台。70台つくらなければいけなかった、その理由を聞かせてください。

コミュニティセンターですよ。坂本コミュニティセンターの建築工事の中で。工事概要の一番下、下段のところですね。

○復興整備課長（坂井宏全君） 復興整備課、坂井でございます。

山本委員から御質問がありました駐車場の台

数ですが、以前の坂本支所につきましては、支所の敷地内に駐車場が少なく、前方の県道中津道八代線を超えた先のJRの敷地のところに少し駐車場があったという状況で、支所の規模なり建物の構造なり等を地元の方々と協議して意見交換をする中で、どうしても、支所の敷地内に高齢者でも気軽に利用できる駐車場をできる限り多くつくってほしいという御要望がありましたことから、このような駐車場の配置としております。

以上でございます。

○副委員長（谷川 登君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 今の説明で、本当、納得しました。

なぜかといいますとね、コミュニティセンターの敷地面積、そしてまた駐車場の面積というのは、担当部は御存じかと思いますが、ほとんど人口密度関係等々によってから決まってるというのが状況で、今、私んとこの金剛のコミュニティセンター建設を進めよる中で、駐車場の問題で、物すごく地域の方々とかですね、そういう意見が出ておるわけですので、今の説明でしっかり納得できました。今の説明で、ああ、なるほどなど。

地域からの意見があれば、はっきり言ってから、平米数も台数もある程度考えていいんじゃないかなというふうなことで理解をしたいと思いますので、本当、担当部の方々、よく地域の方々としっかりですね、議論をされとるということで御理解したいと思いますので。答弁要りません。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

○委員（成松由紀夫君） すいません、1点確認ですが、8ページの診療所のスペースが、以前の素案だったと思うんですけど、もう少し広がったようなところで記憶しとった気がするんですが、保健・福祉スペースっていうところ

も、ニーズによったらいろんな形になるのか、それとも最初からこの保険・福祉スペースは何か目的、スペースがあつてのことかというのは。まあ、柔軟に対応されるんですけどね。診療所スペースと保健・福祉スペースの用途というか、今の方向性とか規模についての考え方を少し、分かれば。図面上ですよ。健康福祉部じゃなかけんですね。

○**営繕課長（五十嵐 誠君）** 今現在、私たちのほうで聞いておりますことに関して、お答えできる範囲でいきますと、健診のスペースであつたりとか、体力づくりのための体操のスペースとして活用していきたいというふうに聞いておるところでございます。（委員成松由紀夫君「保健・福祉スペースが」と呼ぶ）はい。

○**委員（成松由紀夫君）** その辺は柔軟になっていくんでしょうけど、今、デジタルの回りよる——、「医療M a a S」と呼ぶ者あり）医療M a a Sの今後であつたり、診療所スペースについても、坂本地域の皆さん方とあと医療関係であつたり医師会の皆さんといろいろ、健康福祉部が進めていかれるんでしょうけど、また、それによって、スペース的なことで各部署が連携して取り組んでいただけるように。これ、要望です。よろしくお願いします。

○**副委員長（谷川 登君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**副委員長（谷川 登君）** なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**副委員長（谷川 登君）** なければ、これより採決……。

小会です。

（午前11時03分 小会）

（午前11時06分 本会）

○**副委員長（谷川 登君）** 本会に戻します。

なければ、これより採決いたします。

まず、議案第100号・八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（建築工事）に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○**副委員長（谷川 登君）** 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第101号・八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（電気設備工事）に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○**副委員長（谷川 登君）** 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第102号・八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（機械設備工事）に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○**副委員長（谷川 登君）** 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時07分 小会）

（午前11時08分 本会）

◎**議案第112号・八代市再建住宅条例の一部改正について**

○**副委員長（谷川 登君）** 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第112号・八代市再建住宅条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○**住宅課長（上村和寛君）** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）住宅課長の上村です。

議案第112号・八代市再建住宅条例の一部改正について御説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

○副委員長（谷川 登君） どうぞ。

○住宅課長（上村和寛君） 議案書の61ページ、62ページになります。なお、詳細につきましては別紙資料のほうで御説明いたします。

別紙資料の2ページを御覧ください。

坂本町での宅地かさ上げ事業につきまして、仮住まい先の確保に配慮を要する被災者に対し、活用を終えた建設型応急住宅を施工業者から譲り受け、八千把地区土地区画整備事業地区内に、名称を古閑中町再建住宅として新たに8棟16戸、坂本町の熊本県企業局跡地に、名称を葉木再建住宅として新たに1棟2戸を整備いたします。

国・県の宅地かさ上げのスケジュールに合わせて、順次対応しながら入居を進める必要があることから、管理運用に当たり、これらの再建住宅条例を追加するとともに、活用を終えた市民球場再建住宅の削除を行います。

括弧、追加のところを御覧ください。

今回、新たに整備する再建住宅となります。

1か所目は、表の上段の古閑中町再建住宅として、位置を古閑中町843番地外とし、構造につきましては木造平屋、間取り、戸数、家賃等については、御覧のとおりです。

2か所目は、表の2段目の葉木再建住宅で、位置を坂本町葉木4400番地とし、構造等は先ほどと同じとなります。

その次の括弧、削除のほうを御覧ください。

今回、削除する市民球場再建住宅について記載しておりまして、位置や構造等は御覧のとおりとなります。

ページ一番下の3、新旧対照表につきまして、追加する再建住宅を改正案として表の左側に、削除する再建住宅を現行として右側に、記載をいたしております。

3ページの位置図をお願いいたします。

上段の写真は、市民球場仮設団地と新たに整

備する古閑中町再建住宅の位置を示しております。下の写真と配置図等は、葉木再建住宅を掲載しております。令和7年2月完成予定で、宅地かさ上げ事業で仮住まい先の確保を要する方が入居予定となっております。

4ページをお願いいたします。

こちらは、古閑中町再建住宅の8棟16戸を示した配置図と外観の写真です。

5ページは、部屋の間取りと内観の写真を掲載しております。

市民球場の仮設団地及び再建住宅から古閑中町再建住宅に入居を希望されている6世帯へ、9月2日に現地にて説明会を行いまして、30日から順次入居をされています。また、宅地かさ上げ事業に伴いまして入居を希望される方に対しては、個別に見学会を実施しております。

以上、八代市再建住宅条例の一部改正についての説明を終わります。御審議方、よろしく御願いたします。

○副委員長（谷川 登君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 確認です。今さらというところもあるんですけど。家賃の関係なんですけど、5000円ということになってるんですが、これ、一律で5000円、所得に関係なくという形に、以上1点、確認させていただいていいですか。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君）

家賃のほうにつきましては、共用部分の電気代、そして将来発生する修繕料を加味しまして、一律、今回5000円とさせていただきます。通常の公営住宅法に基づいては、収入分位に属して家賃等決まっていますが、今回については、再建住宅ということですので、できるだけ御負担がかからないように5000円とさせていただいたということでございます。

○副委員長（谷川 登君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） なければ、これより採決いたします。

議案第112号・八代市再建住宅条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○副委員長（谷川 登君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室ください。

（執行部 退室）

○副委員長（谷川 登君） 以上で、付託されました案件の審査は全部終了しました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午前11時14分 小会）

（午前11時15分 本会）

◎令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査

（災害復旧工事に伴う「さかもと復興商店街」の対応について）

○副委員長（谷川 登君） 本会に戻します。

次に、特定事件であります令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

本件について、1件、執行部から発言の申出があつておりますので、これを許します。

それでは、災害復旧工事に伴うさかもと復興商店街の対応について、説明をお願いします。

○商工政策課長（西村新吾君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）商工政策課の西村でございます。よろしくお願ひいたします。

失礼ながら、着座にて説明をさせていただきます。

○副委員長（谷川 登君） どうぞ。

○商工政策課長（西村新吾君） それでは、さかもと復興商店街につきまして、説明をいたします。

資料の、災害復旧工事に伴うさかもと復興商店街の対応についてをお願いいたします。

本日は、さかもと復興商店街につきまして、これまでの対応と今後のスケジュールにつきまして、報告をさせていただきます。

1、経過報告につきまして説明いたします。

令和2年7月豪雨で被災した坂本地区の事業者が、新たな場所で経営を再開されるまでの間、事業の再開に向けた支援を行うことを目的に、さかもと復興商店街を建設し、令和3年6月1日から供用を開始しております。現在、9店舗が入居されている状況でございます。

しかしながら、当商店街の地区において、令和7年4月より国のかさ上げ工事が開始されることから、国から、令和6年度中の当商店街の撤去を求められているところでございます。

そのため、国・県などの関係機関と協議の上、当商店街の撤去に当たり、できる限り入居事業者の負担がないように調整を進めているところでございます。

これまで、国と本市により、数回にわたり説明会やヒアリングを開催しておりまして、中ほどの表にて時系列にまとめております。

表のほうをお願いいたします。

令和6年3月、入居事業者へのヒアリングを行っております。内容につきましては、今後の営業等についての意向を確認したところでございます。

5月、6月に、国との協議。内容といたしましては、復旧工事のスケジュール、移転補償、入居事業者への説明についての事前協議を行っております。

7月10日、入居事業者への説明。内容といたしましては、国から、復旧工事の内容と令和7年度から開始される工事スケジュールについての説明があり、本市から、復旧工事に伴い令和7年2月末までに商店街からの退去と3月末までの商店街撤去について説明を行っております。

7月19日・23日に、市と国の共同で入居事業者へヒアリングを実施しております。内容は、7月10日の説明会を受けまして、今後の営業意向や移転先の候補地の聞き取りなどを行っております。

9月4日、国より、移転補償等につきまして入居事業者への説明を行っております。

表下の米印に、現在の入居事業者の状況について記載をしております。移転先が決定している事業者が2件、移転先未定の事業者が3件、移転先不要な事業者が4件となっております。

移転先が不要とございますが、商店街撤去後に店舗を構えての営業をもう続けない事業者のことで、こちらが4件というところになっております。移転先が未定でございますが、これは、探しておられますが見つからない事業者のことで、3件となっております。なお、移転先がいまだ決まっていない3事業者に対しては、坂本支所と商工政策課で移転先の調整を進めているところでございます。

続きまして、2、災害復旧工事に伴うさかもと復興商店街スケジュールについてでございます。

上から項目順に説明いたしますと、説明会は、先ほど申し上げましたが7月と9月の2回、開催をしております。

移転先の検討につきましては10月頃までとしまして、その後11月から、移転の期間として想定をしております。令和7年2月末までに、動産を含め全ての事業者の移転が完了するよう進めていく予定です。

なお、当商店街の施設のリース期間につきましては、令和6年4月から令和7年3月までの1年間としておりましたが、災害復旧工事が令和7年4月より工事が開始されること、また、当商店街施設の解体に1か月を要することから、リース期間を1か月繰り上げて令和7年2月までとし、令和7年3月中に解体工事を実施することとしております。

最後になりましたが、引き続き、国・県と連携しまして、入居されてる事業者に丁寧な対応を重ねながら、できる限り入居事業者の負担がないように調整を進めてまいります。

以上で、災害復旧工事に伴うさかもと復興商店街の対応についての報告とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長（谷川 登君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（大倉裕一君） 移転補償の中身を少し、御説明できる範囲で構いませんので、説明いただきたいと思います。

○商工政策課長（西村新吾君） 御質問の移転補償の内容でございますが、補償の種類は、移転補償と休業補償の2種類に分かれます。

まず、移転補償につきましては、復興商店街から仮店舗に移るための引っ越し代のような補償が支払われる、いわゆる引っ越し代というような感じで捉えていただければと思います。あと、休業補償とは、今回の移転に伴いまして、一時的に休業せざるを得なかった事業者に対し

まして休業期間分の補償が支払われるという、
2つの補償に分かれます。

以上でございます。

○副委員長（谷川 登君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。
今のですね、商店街で商売をされてても、
なかなか人手がですね、いらっしゃらない、買
物客が少なくて売上げに困ってるといような
ですね、もう、なりわいがこのまま継続でき
るんだろうかという方々がやっぱりいらっ
しゃいましたので、休業期間というような措置
も含められたということは、非常にいいことか
なというふうに思っています。その額の内容もで
すね、充実したものとなるように、しっかり交
渉していついていただきたいというふうに思っ
ております。

もう1つ、リースですね、仮設の商店街のリ
ースですけど、当初予算のときにお尋ねをした
記憶がありまして、そのときに、国のほうと工
事の内容を詰めながら延長を含めて検討をして
いくというようなことだったというふうに記憶
していますけど、2月までということで1か月間
短くなったということですけど、その1か月間
のリース代金というのは返ってくるんですか
ね。どういった契約になってるんでしょうか。

○商工政策課長（西村新吾君） まず、契約変
更をしまして、今まで1年間の契約としてたん
ですけれども、基本的に、支払いとしてはもう
11か月分の支払いというところに対応してい
きたいと思っております。

○委員（大倉裕一君） 少なく払えば済むとい
う形になるということで理解をしたいというふ
うに思います。ありがとうございました。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） 以上で、災害復旧
工事に伴うさかもと復興商店街の対応について

を終了します。

執行部は御退室ください。

（執行部 退室）

○副委員長（谷川 登君） そのほか、当委員
会の特定事件について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） なければ、以上で
令和2年7月豪雨に関する特定事件を終了しま
す。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件につ
いて、お諮りいたします。

当委員会の特定事件であります令和2年7月
豪雨に関する諸問題の調査については、なお調
査を要すると思いますので、引き続き閉会中の
継続調査の申出をいたしたいと思いますが、こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） 御異議なしと認
め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協
議のため、小会いたします。

（午前11時25分 小会）

（午前11時27分 本会）

○副委員長（谷川 登君） 本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件につ
いて、お諮りいたします。

本委員会は、11月6日から8日までの3日
間、令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査の
ため愛知県春日井市、岐阜県下呂市、愛知県清
須市へ管外行政視察を行うこととし、議長宛て
派遣承認の要求の取らせをいただきたいと思います
と思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） 御異議なしと認
め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いた
しました。

これをもって、令和２年７月豪雨に関する特別委員会を散会いたします。

(午前１１時２８分 閉会)

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和６年１０月２日

令和２年７月豪雨に関する特別委員会

副 委 員 長